

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

鹿 角 市 長 様

本 社 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

私は、鹿角市個人住民税申告支援システム賃貸借に係る公募型プロポーザルにあたり、鹿角市暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第6条の内容に同意するとともに下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、秋田県鹿角警察署に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を鹿角市長から求められた場合は、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 1(1)から(8)までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の相手方にしません。
- 3 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 4 自己又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、鹿角市長に報告し、警察に通報します。
- 5 この誓約に違反したときは、鹿角市入札参加資格に関する要綱（平成22年訓令第73号）及び関係法令の定めるところに従い、入札参加資格の不認定及び入札参加資格の取消しを受けるとともに、その他の排除措置に従います。